

豊中市児童発達支援事業等業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

豊中市では、発達に課題や障害がある子どもが地域で安心して成長できる環境整備を行うため、現在の福祉型児童発達支援センター豊中市立あゆみ学園及び医療型児童発達支援センター豊中市立しいの実学園について、平成31年度（2019年度）当初に向け、障害の種別に関わらず、総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点となる（仮称）児童発達支援センターの整備を進めています。

また、整備に当たっては、施設運営の効率性と事業運営の有効性の観点から、現在の二つの児童発達支援センターの一元化、公民役割分担の見直しも含めて進めています。とりわけ、通園事業を中心とした児童発達支援事業については、これまで二つの児童発達支援センターで培った、子どもが主体的に生活する力を育むための支援や、多様化する子どもの発達や障害に対する保護者の支援といった専門性を活かし、子どもの特性、障害や保護者の様々なニーズに対応できるよう、パートナーとなる民間事業者とともに療育の充実を図ることとしました。

現在、豊中市立あゆみ学園で実施の単独通園事業及び個別療育事業並びに新規事業として障害児を対象とした一時預かり事業を民間事業者へ業務委託を行うことにより、市域の就学前の児童発達支援事業の資源の拡充及び療育の質の向上による取組みを進めます。

つきましては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童発達支援の目的や趣旨をよく理解し、また障害や発達に課題のある子どもの障害特性や発達の状況を踏まえた療育支援を行うことができ、（仮称）児童発達支援センターを中心にした子どもの就学前から生涯を通じた支援を見据えた視点を持ち、十分な支援体制の確保及び適切な支援の実施並びに関係機関との連携策を市に対し積極的に提案できる事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

2. 事業の概要

(1) 業務名

豊中市児童発達支援事業等業務委託

(2) 業務内容

豊中市児童発達支援事業等業務仕様書（別紙1）のとおり

(3) 履行場所

豊中市桜の町3丁目12番10号（現・豊中市立あゆみ学園）

構造・面積 鉄筋コンクリート（SRC造）地上4階・地下1階
1階部分及び2階の一部部分（別紙図面）

(4) 履行期間

①児童発達支援事業（個別療育事業）及び（仮称）一時預かり事業

：平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで

②児童発達支援事業（単独通園事業）

：平成32年（2020年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで

また、契約締結日から平成31年（2019年）3月31日までの期間は、円滑な事業の実施に向けた準備期間とする。

(5) 参考価格（業務委託料）

平成31年度（2019年度）：年額 約20,745,000円

平成32年度（2020年度）から平成35年度（2013年度）まで：年額 約95,887,000円

※上記金額は年額を示したものであり、消費税及び地方消費税を含んでいます。

※金額は契約時の予定価格を示すものではありませんのでご注意ください。

3. 参加資格及び応募条件

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で、下記に掲げる要件を全て満たす事業者とします。なお、企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めません。

【参加資格】

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②豊中市入札参加停止基準（平成25年10月1日実施）に定める入札停止要件に該当しないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む。）。

④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。

⑤暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

※提案書類（役員名簿等）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- ⑥法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- ⑦代表者の所得税及び住民税について滞納がないこと。
- ⑧労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けていないこと。
- ⑨提案業務を行うに当たり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可又は認可を受けている者であること。

【応募条件】

- ①社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、株式会社又は特定非営利活動法人（以下「事業者」という。）であること。
※複数の法人等の合同での応募は対象外
- ②本実施要項に示す児童発達支援事業（個別療育事業・単独通園事業）及び（仮称）一時預かり事業の全てを受託できる事業者であること。
- ③関係法令を遵守し、社会福祉事業に熱意及び見識を有し、良好な実績があること。
- ④直近の会計年度において、経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、5年以上連続して損失を計上していないなど財務内容が適正であること。
- ⑤応募日現在において、障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2に規定する障害児通所支援を行う事業をいう。）又は障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスを行う事業をいう。）を5年以上運営していること。
- ⑥児童発達支援事業の実施については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）を基本とし、児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部部長通知）を遵守すること。
- ⑦豊中市が掲げる「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」（平成28年（2016年）9月）を理解し、市の児童福祉行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ⑧平成31年（2018年）3月31日までに事業実施に係る準備等を完了し、同年4月1日から事業を開始できること。
- ⑨所轄庁の指導監査等において、過去5年間、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取扱いとする。

4. 実施手順の概要

(1) スケジュール

①実施要項の公表

平成30年（2018年）8月24日（金）

- ②公募説明会 平成30年(2018年)8月31日(金)
時間:14時00分~15時00分
場所:豊中市すこやかプラザ2階ほっぺルーム
(豊中市岡上の町2丁目1番15号)

※説明会会場には専用の駐車場はありませんので、公共交通機関(阪急宝塚線「豊中」駅から南へ約500メートル)をご利用ください。

なお、車で来所される場合は、近隣の駐車場をご利用ください。

(⑦において同じ)

※応募する事業者は、公募説明会に参加してください。説明会の参加には申込みは不要です。説明会に参加できない場合でも応募は可能ですが、公募要領についての再度の説明はいたしません。また、電話等において、公募要領に係る多岐にわたる詳細な質問もお控えください。

- ③質問受付期限 平成30年(2018年)9月10日(月)
午後5時まで(必着)
- ④質問回答期限 平成30年(2018年)9月18日(火)
- ⑤参加申込書提出期限 平成30年(2018年)9月21日(金)
午後5時まで(必着)
- ⑥企画提案書類等提出期限 平成30年(2018年)9月28日(金)
午後5時まで(必着)
- ⑦書類審査・面接審査 平成30年(2018年)10月5日(金)
場所:豊中市すこやかプラザ2階ほっぺルーム
(豊中市岡上の町2丁目1番15号)
※時間は別途通知
- ⑧最終選定結果の通知 平成30年(2018年)10月中旬予定
- ⑨最終選定結果の公表 平成30年(2018年)10月下旬予定
市ホームページで公表
- ⑩契約締結 平成30年(2018年)11月上旬予定

※⑦の審査以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

(2) 質問受付及び回答

企画提案書類等の作成等に係る質問は、上記期限内に電子メールにて質問票(様式第1号)を送付のうえ、電話連絡をお願いします。(電子メールアドレス及び電話番号は、「5. 応募先、質問・問合せ先(事務局)」参照。)

電話や来庁など質問票以外での質問は受け付けません。なお、質問及び回答の内容は、上記日程にて市ホームページで回答いたします。また、質問受付期限以降の質問も、受け付けません。

(3) 参加申込書提出

参加希望者は、参加意向表明書(様式第2号)に必要事項を明記のうえ、上記期限に事務局あて持参又は郵送にてご提出ください。(期限必着)

(4) 企画提案書類等提出

①提出書類

企画提案書類等提出書類一覧(別紙2)のとおりです。

②提出部数等

- ・必要部数(正1部と副10部(コピー可))と企画提案書類等提出書類一覧(別紙2)の1~3、7~9を格納した電子媒体(CD-R又はDVD-R)1枚とします。
- ・所定書式以外の書類の規格はA4判(縦)とします。
- ・提出に際しては、企画提案書類等提出書類一覧(別紙2)の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付けてください。
- ・企画提案書類及び電子媒体は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・企画提案書類等の分割提出は認めません。
- ・企画提案書類等の不足又は提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とします。
- ・企画提案書類等の受付後、いかなる理由があろうと追加及び修正は認めません。
- ・企画提案書類等の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。
- ・企画提案書類等の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属します。提出書類等は事業者選定のみ利用し、他の目的には使用しません。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

③提出方法等

上記期限内に事務局あて持参又は書留郵便にてご提出ください。(期限必着)

(5) 参加の取り下げ

参加意向表明書(様式第2号)の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届(様式第3号)で豊中市長あてに届出してください。

5. 選定について

(1) 審査方針

- ①事業者選定の審査は、市職員で構成する「豊中市児童発達支援事業等実施事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が行います。
- ②選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法

- ①審査基準(別紙3)に基づき、第1次審査は書類審査、第2次審査は面接審査を行

い、総合的に採点し、候補者を選定します。

②業務実績を除き、評価内容に対応する提案がない場合は選外とします。

また、評価項目単位（業務実績除く）で最少点（1点）となる場合も選外とします。

(3) 書類審査

①企画提案書類に基づく書類審査を行います。

②提案者が3者以内の場合は、審査基準に基づき書類審査と面接審査を一括して行います。

③提案者が4者以上の場合は、下記の審査基準に基づき選定委員会委員の合計得点により順位を決定し、面接審査実施対象者3者を選定することとします。

この場合、第1次審査の結果はすべての提案者に通知を行うとともに、面接審査の対象となる提案者には第2次審査の日時を通知します。

④書類審査の採点結果が全体配点の60%未満だった場合は、順位にかかわらず選外とします。

(4) 面接審査

①提案者に面接会場に会場いただき、選定委員会委員と面接質疑に臨んでいただきます。

②面接審査では、企画提案書類に基づき、選定委員会委員からの質疑を行います。

③面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とします。（入れ替え時間も含む。）

④追加資料等は、本市が求める場合を除き不可とします。またプロジェクターによる投影やパワーポイント等の使用も不可とします。

⑤面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、事業責任者、施設長予定者とします。

(5) 最優秀提案者の決定

①合計点が最も高い者を最優秀提案者に決定する。

②合計点が最も高い者が2者以上あるときは、評価項目のうち「13. 公募目的を踏まえた取組み」部分の点が高い者を最優秀提案者とする。以下、同点の場合は「10. 療育の質の担保及び向上策」、「11. 利用者及び家族への支援」、「12. 利用者の直接支援」部分の順に採点が高い者を最優秀提案者とする。

③評価項目単位で「0点」となる場合又は、採点結果が全体配点の60%未満となる場合は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても最優秀提案者としません。

(6) 審査結果の通知

①平成30年10月中旬（予定）に書面にて、面接審査を実施したすべての提案者に通知を発送します

②通知にて、採点結果を記載するとともに、最優秀提案者及び次点提案者となった提案者にはその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。

- ③評価内容及び選定結果に対する問い合わせには応じません。なお、審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関し、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- ④提案者からの審査結果に関する情報開示は、提案者の自己情報についてのみ対象となります。

(7) 審査結果の公表

審査結果の通知後、平成30年10月下旬(予定)で市のホームページにて結果公表を行います。

公表内容は以下のとおりです。

- ①最優秀提案者の名称、評価合計点及び提案額
- ②最優秀提案者の選定理由
- ③全提案者の名称
- ④全提案者の評価合計点
- ⑤選定委員会委員の氏名

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

(8) その他

本案件に関して募集要項の公表の日から審査結果の公表の日までの間、選定委員会委員や市職員への接触を禁じます。

※4(1)②説明会、4(2)質問受付、(3)参加申込書提出及び(4)企画提案書類等提出並びに5(4)面接審査の場を除きます。なお、選定委員会の委員名、提案者名簿等の内容の質問は一切受け付けません。

6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし応募自体を取り消します。

- ①企画提案書類等の提出書類において、虚偽の内容を記載したとき。
- ②提出期限までに提出場所に企画提案書類等の提出がないとき。
- ③面接審査を受審しなかったとき。
- ④一団体に同一業務に対し複数の提案をしたとき。
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- ⑦他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- ⑧選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ⑨選定委員会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、又は接触を求めたとき。
- ⑩契約締結日までの間に「3. 参加資格及び応募要件」に該当しなくなったとき。

⑪その他、募集要項の内容に違反したとき。

7. 契約について

①最優秀提案者は、本市と仕様並びに金額等を協議のうえ、本市の内部手続きを経て本業務を依頼する相手方として決定されるため、最優秀提案者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではありません。

②最優秀提案者と協議が調わない場合は、本市は次点提案者と協議を行います。

③契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、本市と協議のうえ決定します。

④協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。

⑤契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、又は提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について損害賠償を求めることがあります。

⑥受託者は、契約締結に当たり、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）に基づき、契約保証金を納付していただきます。（ただし、同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除きます。）

※契約保証金の納付をする場合

契約金額の100分の5に相当する額以上を本市に収めていただきます。

8. その他

①企画提案書類等の作成及びその他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

②企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費はすべて提案者の負担とします。

③本案件の提案者に対する参加報酬はありません。

④業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受託者の負担となります。

⑤本案件については、長期継続契約(委託契約部分)です。

9. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

〒560-0023 豊中市岡上の町2丁目1番15号

豊中市すこやかプラザ1階

豊中市こども未来部こども相談課 発達支援係

TEL 06-6858-2285 Fax 06-6846-6080

E-mail kodomo-hashien@city.toyonaka.osaka.jp